

# 山梨県公報

第七百六号

平成十八年

十月十六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

土地収用事業の認定……………七四五

### 公告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………七四六  
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)……………七四六  
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七四七

## 告示

### 山梨県告示第五百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 起業者の名称

社会福祉法人清長会

#### 二 事業の種類

特別養護老人ホーム敷島荘駐車場整備事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 甲斐市大久保字村東地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

特別養護老人ホーム敷島荘駐車場整備事業(以下「本事業」という。)(は、法第二十三条に掲げる「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、昭和五十四年に設立された社会福祉法人であり、現在、甲府市内及び甲斐市内において、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に規定する特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童居宅介護事業等の社会福祉事業を行っている。また、本事業は、理事会が承認したものであり、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

### 3 法第二十条第三号要件

#### (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、起業者が甲斐市で経営する社会福祉施設の利用者及び従事者が使用する駐車場が手狭となったため、増設する事業である。起業者は、順次事業を拡大してきたため、現在の駐車場では、利用者の増加及び従事者の増加に対応することができなくなっており、やむを得ず駐車スペースでない箇所にも駐車している。更に、当該施設では災害時及び緊急時に駐車場を避難所にしてはいるが、現在の状況では避難所の機能を有していない。

本事業が完成すると、駐車場の不足が解消され、災害時及び緊急時の避難所も確保でき、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### (二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、造成面積は小さく、予定建築物もないことから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

#### (四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十條第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在、特別養護老人ホーム敷島荘の利用者及び従事者の駐車場が手狭となり、やむを得ず駐車スペースでない箇所にも駐車している。更に、当該施設は、駐車場を緊急避難場所としているが、現在の状況では機能を有していない。これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本申請に係る起業地は、施設利用者及び従事者の増加によって生じた駐車場不足を解消するために必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十條第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十條各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十條の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲斐市役所企画課

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により昭和町から聴取した意見について、同條第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年十一月十六日まで縦覧に供する。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 東京インテリア家具甲府店

2 所在地 甲府市国母七丁目九百二十六番二外及び中巨摩郡昭和町西条字中曾根三千七百六十五番外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十八年六月十五日

三 意見の概要

廃棄物等の保管及び処理について

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年九月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 三友建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目五番四十号

3 代表者の氏名 望月猛

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第九一号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十八年八月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十八年九月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 小澤工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町青木千四百十二番地

3 代表者の氏名 小澤貴人

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第一〇一号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年七月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年九月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 丹澤建設工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門二千七百九十番地
  - 3 代表者の氏名 丹澤淳人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第九九三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年九月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 甲建工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生一丁目九番六号
  - 3 清算人の氏名 堀内秀
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一三〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年九月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社天川組
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山千野五百五十九番地
  - 3 代表者の氏名 天川貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第一三七二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年十月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 富士吉田市上吉田字中原四二〇五の六、四二〇五の七、四二六〇、四二六一、四二六二、四二六三、四二六四の一及び四二六四の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
富士吉田市下吉田五百三番地 芙蓉建設株式会社 代表取締役 大森彦一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番